

学 位 審 査 報 告 書

新制  
経  
238

( ふ り が な ) 氏 名	し も だ ひ ろ ふ み 霜 田 博 史
学 位 ( 専 攻 分 野 )	博 士 ( 経 済 学 )
学 位 記 番 号	経 博 第 369 号
学 位 授 与 の 日 付	平 成 <del>19</del> 21 年 3 月 23 日
学 位 授 与 の 要 件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	経 済 学 研 究 科 現 代 経 済 学 専 攻
( 学 位 論 文 題 目 )	
ドイツ財政調整制度に関する研究 — 1990年ドイツ統一後の時期を中心として —	
論 文 調 査 委 員	主 査 教 授 植 田 和 弘 教 授 今 久 保 幸 生 准 教 授 諸 富 徹

## (論文内容の要旨)

本論文は、1990年の東西ドイツ統一後を中心としてドイツ財政調整制度の運用の実態について、以下の3つの論点を設定して検討し、財政調整制度をめぐる実態と理念の変化、ならびにその変化を規定している要因を解明した労作である。設定された論点は第1に、ドイツ財政調整制度について、統一を契機にして生じている変化の内容と意味について、量的・質的の両面から明らかにすることである。第2に、調整財源の受取州、とりわけ新州の実態に注目し、財政運営が当初の期待通りに行われているか否か、行われていないとすれば、その原因は何かを明らかにすることである。第3に、地域間格差是正政策という観点から、ドイツの地域間格差と財政調整制度の関係について分析し、財政調整制度を支える理念と実態について明らかにすることである。

本論文は、序章と5つの章、そして終章から構成されている。

序章では、本論文の問題意識が述べられ、先行研究の批判的吟味をふまえて、本論文の課題と構成が述べられる。ドイツの財政調整制度を分析する際に留意すべきドイツの特殊性として、連邦制という国家体制とドイツ統一という事情が指摘されるとともに、そうした特殊性をふまえつつ、財政調整制度に関するより普遍的な課題や前提を明らかにすることに本研究の目的があるとされる。

本論文の前半部分にあたる第1章から第3章では、1990年代以降のドイツ財政調整制度の実態が明らかにされる。

第1章では、ドイツ財政調整制度の特徴が、連邦と州の関係、制度の国際比較からみたドイツの位置という視点から検討され、連邦制の国家体制を反映した共同税と州間の水平的調整が存在していることにあることが明らかにされる。さらに、1990年のドイツ統一は、東ドイツ地域における大量の財政需要をもたらし、水平的調整に大きな負荷、すなわち売上税や連邦補充交付金などによる調整の拡大をもたらすことになったと指摘される。

第2章では、第2次大戦後のドイツ財政調整制度の歴史的沿革が、第2次大戦後、ドイツ統一時、統一後の新制度導入の3つの時期に区分して分析され特徴づけられる。第2次大戦後の財政調整制度の成立に始まる旧西ドイツ時代は、財政調整制度における連邦の役割の増大が、財政力の強い州と弱い州との間での利害対立を回避しつつ制度の安定性を高めていたが、同時に3つの主体間での財源配分競争を強めることになったと指摘される。ドイツ統一により旧東ドイツを旧西ドイツの制度に組み込む「ドイ

ツ統一」基金導入による移行過程は、東ドイツ地域への財政移転の負担に関して、連邦が州の負担を軽減することによって、新財政調整制度における垂直的調整を強化する基礎を形成することになったことが明らかにされる。

第3章では、統一後の新財政調整制度について、調整額の推移が質的・量的側面から実証的に分析される。統一による経済的条件の変化に伴い、財政調整制度において水平的調整を凌駕するほどの垂直的調整の増大が生じたことが明らかにされ、財政調整の変容を規定している東西経済格差との関連が指摘される。

本論文の後半部分にあたる第4章と第5章では、ドイツ経済と財政調整制度との関係が論じられる。まず第4章では、東ドイツ地域の復興対策についての財政調整制度の意義が論じられる。東ドイツの復興対策が予定通りに進まない原因に関して新州の財政運営と財政調整制度の設計を問題とする見方を批判的に検討しつつ、それよりもむしろ統一後の経済的發展、すなわち財政移転に依存しなければ成立しない東ドイツ地域の实体经济の状況そのものにあることが明らかにされる。

第5章では、地域間格差是正政策という観点から、財政調整制度が検討される。地域間格差を事後的に調整する財政調整制度とともに、格差を生み出す原因の是正にアプローチする空間整備政策も考察の対象にされ、東西両地域の地域経済構造の違いをふまえた対処策の必要性が指摘される。

終章は、本論文全体のまとめである。本論文の財政学的な意義は、まず財政調整制度を实体经济との関係で分析したことであり、さらに地域間経済格差の拡大を前提にすれば、地域差を反映させるためにある程度財源保障機能の設計を複雑化せざるを得ないことを確認したことであると、結論とされる。

## (論文審査の結果の要旨)

旧西ドイツの財政調整制度は、高橋誠氏によって、共同税と水平的調整の存在によって規定される共通税型調整と特徴づけられたが、1990年の東西ドイツ統一を契機にその東ドイツ地域への拡大は容易ではなく大きな変容が迫られた。財政調整制度の変化の過程や変化を促した要因に関しては、ドイツの特殊性があると同時に、多くの国に共通する普遍的要因も背後にあると考える著者は、ドイツ財政調整制度の歴史的沿革とりわけ東西ドイツ統一後の運用実態に関する資料を丹念に収集・分析し、財政調整制度をめぐる実態と理念の変化、ならびにその変化を規定している要因を実体経済の動向や政府間利害対立との関連で解明し、今後のドイツ財政調整制度研究の共通の基礎になるべき成果を上げた。このことは本研究の基本的な特徴であり、貴重な学術的貢献として高く評価できる。

本論文の学術的功績として評価できる点を示せば、以下のとおりである。

第1に、何よりも評価されるのは、1990年代以降のドイツ財政調整制度の実態を明らかにし統一後の制度の質的变化を浮き彫りにしたことである。1990年のドイツ統一は、東ドイツ地域における大量の財政需要をもたらし、東ドイツ地域への財政移転の負担に関して水平的調整に大きな負荷、すなわち売上税や連邦補充交付金などによる調整の拡大をもたらし、新財政調整制度において垂直的調整を強化することになったとの指摘は、従来の制度が成立しえた条件をあらためて確認することになっただけでなく、制度と実体経済との関係を重視する著者の方法論の有効性を示唆するものとしても興味深い。

第2に、東ドイツ地域の復興対策にとっての財政調整制度の意義と限界を明確にしたことである。東ドイツの復興対策が予定通りに進まない原因を財政調整制度の設計に求める見方を批判しつつ、むしろ統一後においても財政移転に依存しなければ成立しない東ドイツ地域の実体経済の状況そのものに主因があるとの指摘は、財政調整制度の財源保障機能を評価しつつも、事後調整であることの限界を明確にした点で貴重である。

第3に、地域間経済格差の拡大を前提にすれば、地域差を反映させるためにある程度財源保障機能の設計を複雑化せざるを得ないことを、統一後のドイツ財政調整制度の実態調査分析から確認したことは、財政調整制度に関して世界的に簡素化と複雑化の両方の傾向がみられる中で、実体経済の動向との関連で指摘したことは貴重な観察結果である。

このように、本論文は優れた学術的貢献を有しているが、他方では以下のような課題も残している。

例えば、本論文の鍵概念であるいくつかの用語について、その定義や意味内容等についてより厳密な検討が求められる。また、ドイツ財政調整制度研究の結果が日本における制度改革に与える示唆についてもより詳細に言及すべきであろう。さらに、実体経済の重要性に関する指摘は首肯できるものの、置かれた条件のもとで財政調整制度そのもののあり方を包括的に論じるべきではなかったか。

このようにいくつかの問題点や課題が残されているとはいえ、本論文は資料の厳密な分析と詳細な現地調査を行い、東西ドイツ統一後のドイツ財政調整制度の実態と改革課題を検討した、意欲あふれる優れた研究であることは否定すべくもない。よって本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成20年2月26日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。